

# 校長及び教員としての資質の向上に関する指標(教員等育成指標)

キャリア・ライフステージ 年齢 教職経験年数		採用時 (～22歳)	基礎力の形成期 (23歳～27歳) 1～5年	実践力の向上期 (28歳～32歳) 6～10年	実践力の充実期 (33歳～37歳) 11～15年	実践力の発展期 (38歳～47歳) 16～25年	総合力の発揮期 (48歳～) 26年～		
校内での役割		栄養教諭							
目指す教員像		学習指導、児童生徒理解、生徒指導、学級経営など、教育活動に関する基礎を理解し、栄養教諭の専門領域に関する基礎的な知識・技能を身に付けている。	初任施設における学校勤務等の経験を通じて、栄養教諭の専門領域に関する基礎的な職務遂行能力を身に付けている。	複数の施設勤務の経験を通じて、栄養教諭としての基礎を確立し、自らの実践を振り返りながら、職務遂行能力を向上させている。	施設運営の中堅として、施設全体を見渡す視野を持ち、若手教職員の模範となりながら、職務遂行能力を更に高めている。	中堅としての役割と責任を自覚し、同僚教職員の資質向上を支援しながら、施設内外に広く目を向け、関係者と連携して施設運営を牽引している。	栄養教諭としてのこれまでの実践を基に、管理職の方針を踏まえ、総合力を発揮しながら円滑な施設運営に貢献している。 栄養教諭としてのこれまでの豊富な経験を踏まえ、若手教職員へのサポートを行うなど、人材育成に貢献している。		
岩手の基本研修 (キャリア・ライフステージに応じた基本研修)			初任者研修	2年目研修	3年目研修	教職経験者 5年研修 (6年目)	中堅教諭等 資質向上研修	ステージアップ 研修<前期> (45歳～)	ステージアップ 研修<後期> (55歳～)
1	自ら学び続ける意欲・探究心	全ての児童生徒の可能性を引き出すため、「個別最適化学び」「協働的な学び」など「令和の日本型学校教育」を理解するとともに、時代や社会の変化、キャリア・ライフステージに応じて求められる資質を高めながら、自律的に学び、探究する姿勢を持ち続けている。							
教員としての素養	使命感、責任感、倫理観	教員としての使命や責任、岩手の教育を担う一員であることを深く自覚し、教育への情熱と誇り、高い倫理観を持っている。また、岩手の未来を担う児童生徒の生命を尊重し、自ら、そして組織におけるコンプライアンスの徹底に取り組んでいる。							
	教育的愛情、人権意識	教育に携わる者として児童生徒に対する深い愛情を持ち、真剣に向き合っている。また、「子どもの権利条約」や「子ども基本法」などの理念を踏まえ、人権尊重の意識を身に付けている。							
	豊かな人間性	豊かな人間性を持ち、社会人としての常識や幅広い教養を身に付けている。							
	コミュニケーション力	学校内外の様々な背景・価値観を持つ人々との対話を通して、円滑なコミュニケーションを図るとともに、チームとして課題解決に取り組むことの重要性を深く認識している。							
	課題に立ち向かう力	心身共に健康で、様々な状況でも感情をコントロールしながら、忍耐力とチャレンジ精神を持って、新たな教育課題を含む様々な課題解決に取り組んでいる。							
2	栄養教諭の専門領域における職務	栄養教諭の専門領域における職務の重要性を理解している。 ・教育に関する資質と栄養に関する専門性を生かして、教職員をはじめ関係者との密接な連携を図りながら、児童生徒の健全な食生活の実現と健康の保持増進に取り組んでいる。							
学校給食の管理	栄養管理	・学校給食の栄養管理は、学校給食実施基準に基づき、適切に行うことを理解している。	・児童生徒の食生活や地域の実態と課題を把握し、学校給食摂取基準や食品構成に配慮した献立の作成により、適切に栄養管理を行っている。	・個々の児童生徒の健康状態や生活活動の実態並びに地域の実情等を踏まえ、学校給食実施基準に基づき、適切に栄養管理を行っている。	・児童生徒の健康に関する実態や地域の実情等を把握し、食生活調査等の状況把握を踏まえ、学校給食実施基準に基づき、適切に栄養管理を行っている。	・学校給食実施基準に基づき、適切に栄養管理を行うとともに、教職員に指導・助言を行うなど連携を図りながら、栄養管理の内容を指導に生かしている。	・学校給食実施基準に基づき、適切に栄養管理を行うとともに、これまで培ってきた栄養管理の実践や経験を後進に伝え、指導的役割を果たしている。		
	衛生管理	・学校給食の衛生管理は、学校給食衛生管理基準に基づき、適切に行うことを理解している。	・調理場・受配校の施設・設備、食品の取扱い、調理作業、衛生管理体制等の実態把握に努め、学校給食衛生管理基準に基づき、適切に対処している。	・学校給食施設・設備等について必要な措置を講じ、学級担任等が行う衛生管理に係る指導について、学校給食衛生管理基準に基づき、適切に対処している。	・関係機関等と連携を図り、学校給食衛生管理基準に基づき、学校給食施設・設備等や受配校における衛生管理上の課題を改善している。	・学校給食衛生管理基準に基づき、適切に衛生管理を行うとともに、教職員に指導・助言を行うなど連携を図りながら、衛生管理の内容を指導に生かしている。	・学校給食衛生管理基準に基づき、適切に衛生管理を行うとともに、これまで培ってきた衛生管理の実践や経験を後進に伝え、指導的役割を果たしている。		
	食に関する指導	給食の時間等における食に関する指導 ・学校給食と関連付けながら、食に関する指導を行う重要性について理解している。	・児童生徒の食生活の実態と課題を把握し、食に関する指導の全体計画や年間指導計画等に位置付けて、給食の時間等における食に関する指導を行っている。	・年間指導計画等に基づいて、学級担任等と連携しながら、資料提供し児童生徒に指導するなど、給食の時間等における食に関する指導を行っている。	・発達段階に応じた食に関する指導を行うとともに、指導の結果、児童生徒の行動がどのように変容したか観察し、事後の指導に生かしている。	・食に関する課題を把握し、発達段階に応じた食に関する指導を行うとともに、教科等の学習内容と学校給食を関連付けるなど体系的に指導している。	・給食の時間等における食に関する指導を充実させるとともに、これまで培ってきた実践や経験を後進に伝え、指導的役割を果たしている。		
	個別的な相談指導	・児童生徒の実態把握に基づき、個別的な相談指導を行う重要性について理解している。	・食に関する健康課題を有する児童生徒の実態を把握するとともに、必要に応じて同僚の助言を受けながら、適切に対処している。	・食に関する健康課題を有する児童生徒の実態を把握するとともに、学級担任等と連携しながら、組織的な対応を行っている。	・食に関する健康課題を有する児童生徒について、関係する教職員と共通理解を図り、保護者や関係機関等と連携して個別的な相談指導を行っている。	・食に関する健康課題を有する児童生徒について、個に応じた指導計画を作成し、組織的に対応するとともに、記録、評価、改善を適切に行っている。	・個別的な相談指導を充実させるとともに、これまで培ってきた実践や経験を後進に伝え、指導的役割を果たしている。		
3	生徒指導力	<ul style="list-style-type: none"> <li>発達支持的生徒指導                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養教諭として、学級担任の役割や職務内容を理解し、学級経営や児童生徒の多様性に応じた指導のための必要な知識を身に付けている。</li> <li>・学級経営の方針に基づき、集団指導及び個人指導の両面から、全ての児童生徒に対する必要な生徒指導を実践している。</li> </ul> </li> <li>いじめ等の問題行動・不登校等への対応                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒のいじめ等の問題行動・不登校等に関する基礎・基本を理解している。</li> <li>・いじめ等の問題行動・不登校等の未然防止に努め、兆候を発見する視点を持って児童生徒一人一人と向き合うとともに、他の教員や関係機関との連携を心がけている。</li> </ul> </li> <li>教育相談                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の成長や発達、カウンセリングや教育相談に関する基礎・基本を理解している。</li> <li>・学校の教育相談体制を理解し、必要に応じて助言を受けながら、随時的・計画的に教育相談の機能を教育活動に生かしている。</li> </ul> </li> </ul>							
4	マネジメント力	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校及び共同調理場組織における連携・協働                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校及び共同調理場組織や校務分掌等について理解している。</li> <li>・校内及び共同調理場内における自己の役割を理解し、必要に応じて同僚の助言を受けながら業務を推進している。</li> </ul> </li> <li>危機管理                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校安全、学校保健等に関する基本的な知識を持ち、学校事故等に対する危機管理の重要性を理解している。</li> <li>・常に児童生徒の安全や健康に配慮し、日頃から同僚との情報の報・連・相に努めている。</li> </ul> </li> <li>関係者等との連携・協働                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校が、家庭や地域、関係機関と連携・協働することの重要性を理解している。</li> <li>・学級や部活動等で、担当する児童生徒の保護者と積極的なコミュニケーションに努めている。</li> </ul> </li> </ul>							
5	復興教育の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>「いわての復興教育」が本県の教育の柱の一つであることを理解している。</li> <li>・復興教育の理念や3つの教育的価値などを理解するとともに、児童生徒が震災の経験や教訓を学ぶ機会を設定するなど、復興教育を実践している。</li> <li>・地域の実情・課題に応じて、児童生徒が、様々な教科等での学びを通して地域や関係機関と積極的に関わりながら、震災の経験や教訓を学ぶ機会を設定するなど、復興教育を展開し、復興・発展を支える人づくりに取り組んでいる。</li> <li>・地域の実情・課題に応じて、学校全体の教育活動と関連付けながら、児童生徒が、家庭や地域、関係機関・団体等と協働して、震災の経験や教訓を学ぶ機会を設定するなど、学校としての復興教育を牽引している。</li> <li>・今後予想される自然災害等に備えた実践的・実効的な防災教育を推進するとともに、指導計画の立案や校内体制の構築、教育課程の編成などを組織的・計画的に進め、教育活動全体を通じた復興教育の充実に貢献している。</li> </ul>							
6	キャリア教育の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>キャリア教育の考え方や重要性を理解している。</li> <li>・社会や経済の状況に関心を持っている。</li> <li>・本県のキャリア教育の考え方や学校の実情などを理解し、学びの連続性や社会との接続を意識しながらキャリア教育を実践している。</li> <li>・家庭、地域、企業、関係機関との関係を積極的に築きながら、キャリア教育を展開している。</li> <li>・児童生徒の主体的な進路選択に資するよう、ライフデザイン能力の育成を図っている。</li> <li>・家庭、地域、企業、関係機関との連絡・調整に関する中核的役割を担い、校内外の関係者と協働しながらキャリア教育を牽引している。</li> <li>・学校のキャリア教育に関する全体計画の立案、校内体制の構築など、社会の変化に応じたキャリア教育の具体的な推進に貢献している。</li> </ul>							
7	特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への教育の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援教育                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・共生社会の実現に向けた、特別支援教育の理念や指導方法について理解している。</li> <li>・児童生徒一人一人の特性や学習状況の理解に努め、教職員間の共通理解や関係機関との連携・協働を進めて、指導内容や指導方法を工夫している。</li> </ul> </li> <li>多様性への配慮                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の多様性や、個々の教育ニーズに応じた指導の重要性について理解している。</li> <li>・特別な配慮や支援を必要とする児童生徒の特性等を理解し、多様性への配慮の視点を持って支援している。</li> </ul> </li> </ul>							
8	ICTや情報・教育データの利活用の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>ICTや情報・教育データの利活用の意義を理解している。</li> <li>・学校におけるICT活用の意義を理解し、児童生徒への食に関する指導や校務の適切かつ効率的な遂行その他の栄養教諭としての職務をより効果的・効率的に遂行する手段としてICTの積極的な利活用を図っている。</li> <li>・児童生徒への食に関する指導その他の栄養教諭としての職務の質を向上させる上で有益な教育データの利活用に取り組んでいる。</li> </ul>							

※各視点における総論については、「校長及び教員としての資質の向上に関する指標の改正について」(別冊P4～6)に掲載しているほか、別紙に記載しています。

(※ 校長の指標は教諭と同じであるため表示を省略)